

平成24年4月1日制定

平成26年4月1日改正

平成29年4月1日改正

公益社団法人あおもり農林業支援センターの取組方針

1 基本的な考え方

- (1) あおもり農林業支援センターは、青森県においては今後とも農林業の振興が極めて重要なことから、
- ① 農地の利用調整と集積・集約の促進（農地中間管理事業）
 - ② 農林業の担い手の育成確保（青年農業者等育成センター事業・林業労働力確保支援センター事業・厚生労働省受託事業）
 - ③ 畜産の生産基盤の整備（公社営畜産基盤整備事業）
- の3対策を大きな柱とし、青森県の農林業の持続的発展に寄与する役割を担っていくこととする。
- (2) 特に、国では、平成25年度に制定した「農地中間管理事業の推進に関する法律」に基づき、農地中間管理事業を進めていくこととしているので、農地中間管理機構として県の指定を受け、体制を充実させて農地の貸借を強力に進め、土地利用型農業を中心に経営規模の拡大と農地利用の集団化などにより生産コストの低減を図っていくものとする。
- (3) 柱となる3対策は、本来的に、国土の利用・整備や環境の保全、地域社会の健全な発展といった公益的な役割を有しており、実施するに当たっても、県民からの信頼と税制面で優遇措置が得られるよう、支援センターは、引き続き公益法人としての組織を維持していくものとする。
- (4) 支援センターが実施する事業は、多くを国のほか、県・市町村からの助成金あるいは県が損失分を補償する借入金、即ち県民の負担で賄っていることから支援センターの取組内容をこれまで以上に広く県民に周知して、その理解と協力を得ていくこととする。
- (5) また、県が進める施策展開における具体となる実践や、協力、補完などの役割を担っていくこととし、そのため常に県と連携を密にし、取組方向を同じものとする。

2 推進方策

- (1) 農地の利用調整と集積・集約の促進（農地中間管理事業）
- ① 食料をめぐる国際化が進み農産物価格の上昇が見込めない中で、農地の規模が経営を大きく左右する稲作や畑作などにおいては、家族単位の個別経営、法人、集落営農問わず経営単位における農地の集積・集約（連続作業が可能となる面的まとまり）が重要となっている。
- そうした中で、国は農地の集積・集約を加速させるために「農地中間管理事業の推進に関する法律」を制定し、農地中間管理機構が介添えする大がかりな貸借事業を進めて、経営規模を拡大し生産コストを削減していくことを打ち出し、県もその方向に呼応することとしている。

- ② このため、支援センターは、県から指定された農地中間管理機構として、出し手から規模縮小や離農などで提供された農地をできるだけ集約して受け手となる担い手に貸し付ける「農地中間管理事業」を実施し、本県の農業構造の改革に尽力していくこととする。
- ③ 実施に当たっては、受け手の公募や、耕作放棄地の借受け、必要に応じた農地の利用条件の改善、出し手から提供された農地を対象に交付される3種類の集積協力金の周知、といったこれまでにない対応を含め、業務を円滑に推進できるよう、支援センターの推進体制を充実していくものとする。
- ④ 農地の状況は、市町村や農業委員会をはじめ、土地改良区、農協、農地利用集積円滑化団体などの現地機関・団体がより把握していることから、センターの推進業務を市町村等に委託することによって、関係する機関・団体が総力をあげて構造改革に取り組む体制を構築していく。
- ⑤ また、売買による規模拡大を進める農業者もいることから、それを支援するためにこれまでと同様の売買事業も推進し、支援センターが担う貸借と売買事業を併せて、県が定める今後10年間の担い手への農地利用集積面積のかなりを支援センターで担っていくこととする。
- ⑥ なお、これまでの農地保有合理化事業において、賃借（小作）料の未収や、一時貸付後の売渡困難などにより、経営は大きな影響を受けているので、こうした事態の発生防止策を徹底するとともに、毎月、債務者と話し合い債権回収に全力をあげるほか、回収困難債権については、必要に応じた欠損処理などを進めて支援センター経営の健全化を図るものとする。

（2）農林業の担い手の育成確保（青年農業者等育成センター事業・林業労働力確保支援センター事業・厚生労働省受託事業）

- ① 本県の農林業は担い手が高齢化し、新たな就業者も不十分な状況にあり、農林業を永続的に振興していくために、青年を主体にした新規就業者の確保が急がれている。
- ② こうした中で、支援センターは、就農を目指す青年等の相談、情報提供、支援等の拠点となる「青年農業者等育成センター」、農林業の求人あっせんを進めるために国が許可した「無料職業紹介事業者」、さらに林業の労働力を確保する目的で、県が法令に基づき指定した「林業労働力確保支援センター」の役割を担うこととする。

【※青年農業者等育成センター】

「農業経営基盤強化促進法」に基づき新たに就農しようとする青年等の相談に応じ、必要な情報の提供その他の援助などを行う拠点となる。

【※林業労働力確保支援センター】

「林業労働力の確保に関する法律」に基づき林業労働力の確保の促進を図るねらいで各種の支援する業務を行うために各県に一つ知事から指定される。

【※無料職業紹介事業者】

「職業安定法」に基づき無料で農林業の職業紹介・あっせん業務を行うために厚生労働大臣から許可される。

- ③ 特に、農業については、就農に向けた農業研修生に対して、年間で150万円を支給する「農業次世代人材投資事業（準備型）」を積極的に活用していくほか、国、県とも所要の支援策を講じているので、「青年農業者等育成センター」と「無料職業紹介事業者」の機能を生かして、国、県の施策を積極的に周知しながら、新規就農の支援機関としての役割を果たしていくものとする。
- ④ また、林業についても、県が技術力のある林業就業者を確保していくなどの施策を推進していくことを踏まえて、「林業労働力確保支援センター」と「無料職業紹介事業者」の機能を生かした事業の展開に努め、「将来の林業を担う新規就業者の確保」、「林業労働者の熟練化による資質向上」などを柱として、林業事業体の雇用改善に努めながら林業の担い手育成に努めるものとする。

(3) 畜産の生産基盤の整備（公社営畜産基盤整備事業）

- ① 本県は、畜産の意欲的な担い手や広大な草地を有し、今後とも畜産主産地として発展していくことが可能であり、そのためには、環境汚染の防止を図りながら畜産経営の合理化と畜産産地としての再編整備を進めていくことが必要となっている。
- ② こうした課題を解決していくため、前身の公社時代から長年の経験で蓄積したノウハウを生かして、草地の造成や、畜舎・排泄物処理施設、あるいは高性能機械などを計画的に整備していく「公社営畜産基盤整備事業（公共事業）」を実施する。
- ③ この場合、整備計画を策定する県の指導のもとに、畜産農家の意向を踏まえ、市町村との連携を濃密に行い、施設や機械の整備が畜産経営の効率化と畜産の産地強化に資するよう取り組んでいくものとする。

3 役職員の業務対応

- (1) 業務上の基本精神は、「常なる変革」、「誠実着実」、「スピード重視」とする。
- (2) 役職員は、業務を進めるに当たって、受益者視点を最大原則にし、常に県民並びに公社等点検評価委員会等第三者機関からの意向、意見を斟酌する。
- (3) 特に、農地中間管理機構については、法律に基づき設置する評価委員会から出される農地中間管理事業の実施状況に関する評価・意見を十分踏まえた事業の推進を図ることとする。
- (4) また、役職員は、誠実、着実に業務を推進するとともに、日頃から支援センター経営・業務の改善に意欲的に取り組むものとする。
- (5) 支援センターが県民負担で成り立つ団体であることを肝に銘じて、県民への説明責任を重視することはもとより、役職員としての法令順守、いわゆるコンプライアンスを徹底し、ホームページの充実等により情報の積極的な開示にも努める。